

全医発第 20/45 号
平成 21 年 5 月 1 日

拠出型企業年金保険「こうのとりのり」の
ご加入者および年金受給者の皆様へ

全国医師協同組合連合会
会長 小林 照 尚



大和生命保険株式会社の更生計画に関する
概要と契約条件変更について

拝啓 風薫る季節、皆様にはご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承の通り、皆様にご加入していただいている「こうのとりのり」の引受保険会社である大和生命保険株式会社が、昨年 10 月 10 日東京地方裁判所に「更生手続開始の申立て」を行いました。爾来、皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけ致しましたことを深くお詫び申し上げます。

ところで、同社は再建をめざして、生命保険保護機構の支援を獲得、またスポンサー企業として米国大手生命保険の「プルデンシャル・ファイナンス会社」を入札で選定し、それらに基づく更生計画案が昨日(4 月 30 日)東京地方裁判所により認可されました。そして、本日付にて社名を変更、6 月 1 日より業務を再開することになりました。

つきましては、更生計画の概要およびそれに基づく契約条件変更について下記の通りご案内申し上げます。

なお、更生計画の詳細および個々の皆様の契約条件変更につきましては、同社より後日ご案内される予定ですので、ご了承の程お願い申し上げます。

末筆ながら皆様の益々のご健勝をお祈り申し上げますと共に、引き続き弊社に対するご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 更生計画の骨子

(1) 社名を「プルデンシャル ファイナンシャル ジャパン生命保険株式会社」に変更します。(本日 5 月 1 日付で変更済み)

- ・生命保険を中心とした米国の金融サービス業「プルデンシャル・ファイナンシャル会社」のグループ会社である日本法人「ジブラルタ生命保険」が買収する。
- ・大和生命の資本金を全額減資のうえ、ジブラルタ生命が 69 億 900 万円を出資

して完全子会社化する。(5月29日予定)

(2) 再建するための財務計画は次の通りです。(億円未満は省略)

①債務超過額 ▲643億円(更生手続開始決定日における純資産額)

まず、債務超過を下記資金で解消する。

- ・責任準備金削減 333億円(ご契約者のための積立金をカット)
- ・収益評価額 32億円(ジブラルタ生命が支払う「のれん代」)
- ・生命保険保護機構支援 278億円(生保全社による拠出)以上で643億円

②買収金額(資本に繰入) 69億円(ジブラルタ生命が支払う買収金)

(3) 銀行窓販を専門とする生命保険会社へ転換します。

- ・大和生命の営業店舗を4月15日に閉鎖済み
- ・大和生命の営業職員をジブラルタ生命へ転籍、その後リストラを実施する
- ・6月1日(月)から業務を再開する

(4) 保険契約の契約条件を変更します。(次の項目でご説明します)

2. 保険契約の契約条件の変更

「こうのとりの」の契約形態は、

- ・保険契約者＝全国医師協同組合連合会
- ・加入者＝皆様各位
- ・引受保険会社＝旧・大和生命保険株式会社 となっております。

更生計画に基づく契約条件の変更は、皆様の契約内容に直接影響することになり誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解ご了承をお願い申し上げます。

(1) 契約条件変更の基準日

- ・基準日は更生手続開始決定日の平成20年10月17日となります。
- ・基準日の前日までに保険事故が発生した「こうのとりの」契約に基づく保険金や年金給付等については、条件変更はされません。

(2) 変更対象となる「こうのとりの」契約

- ・基準日において保険契約が有効な「こうのとりの」契約となります。
- ・保険料をお支払いいただいている契約、及び既に満期を迎えて年金受給を受けている契約です。

(3) 変更となる契約条件

①「責任準備金等」(責任準備金、積立配当金ほか)が10%削減されます。

ただし、過去に高予定利率(3%超)で契約されていた場合は、更に削減されます。

②「予定利率」が次の通り変更されます。

イ. 予定利率が年1.0%超の契約は、年1.0%に変更。

ロ. 予定利率が年1.0%以下の契約は、変更されません。

なお、過去の予定利率は次の通りです。

年金受給開始日	予定利率
昭和58年9月1日(募集開始)～平成6年8月31日	5.50%
平成6年9月1日～平成8年3月31日	4.50%
平成8年4月1日～平成11年3月31日	2.50%
平成11年4月1日～平成14年3月31日	1.75%
平成14年4月1日～現在	1.00%

③「保険金額等」が、上記「責任準備金等」「予定利率」の変更に伴い変更されます。

・保険料は変更せず、「保険金額等」を変更して調整されます。

・「保険金額等」とは、保険金額、年金額、年金給付額(現在、年金給付金を受けられている場合)、解約返戻金を指します。

(4)「早期解約控除制度」の適用

10月10日発令の「保全管理命令」により破綻時から5月末日までは契約の解約はできませんが、業務を再開する6月1日からは解約が可能となります。

しかしながら、業務再開から一定期間内に大量の解約が生じると、再建保険会社の経営そのものの継続性が損なわれるおそれがあるため、10年以内に解約される場合は解約返戻金から一定割合の金額を差引くという「早期解約控除制度」が適用されますのでご注意ください。

具体的には次の通り適用されます。

$$\text{解約返戻金} = (\text{契約条件変更に基づき算出した返戻金額}) \times (1 - \text{控除率})$$

年度	「早期解約控除率」の適用期間	控除率
初年度	～平成23年3月31日	20%
2年度	平成22年4月1日～平成23年3月31日	18%
3年度	平成23年4月1日～平成24年3月31日	16%
4年度	平成24年4月1日～平成25年3月31日	14%
5年度	平成25年4月1日～平成26年3月31日	12%
6年度	平成26年4月1日～平成27年3月31日	10%
7年度	平成27年4月1日～平成28年3月31日	8%
8年度	平成28年4月1日～平成29年3月31日	6%
9年度	平成29年4月1日～平成30年3月31日	4%
10年度	平成30年4月1日～平成31年3月31日	2%

3. 今後の対応について

全医協連事務局は、常に大和生命の担当部署である企業保険サービスチームと連絡を取っております。

また、大和生命は6月1日にジブラルタ生命のグループ会社となりますが、全医協連はジブラルタ生命とは従来より提携して生命保険を募集するなど友好関係にあります。

とは言え、「このとり」のお客様窓口につきましては、プルデンシャル ファイナンシャル ジャパン生命（旧・大和生命）の担当部署が引き続き担当いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

ご契約に関するお問合せ、照会先は下記の通りとなります。

全国医師協同組合連合会
事務局

〒104-0031 東京都中央区京橋2-11-8
電話 03-3562-4333

プルデンシャル ファイナンシャル ジャパン生命保険株式会社
（旧 大和生命保険株式会社）
企業保険サービスチーム

〒135-0004 東京都江東区森下4丁目9番25号
電話 03-5669-1028

以上